

消費税「適格請求書（インボイス）」の実施延期を求める意見書

新型コロナウイルス感染拡大のもと、地域住民のいのちとくらし・雇用不安、中小企業の経営困難が改めて広がっています。

そういう中、来年 10 月から開始される消費税の適格請求書（略称インボイス）をめぐる、たいへん深刻な危機感が広がっております。

消費税課税事業者が行う消費税の申告納付は、「売上に係る消費税額」から、「仕入・経費に係る消費税額（仕入税額控除）」を差し引いた金額で行われます。その際、仕入税額控除が認められるためには、正しい記帳と請求書等の保存が必要です。

それがインボイス制度になると、仕入税額控除の要件として、取引先が発行するインボイスが必要となります。

それに対する問題はいくつも指摘されております。最大の問題としては、年間売上 1,000 万円以下の免税事業者は、インボイスを発行しようとするれば、現在は必要のない消費税の申告納付を選択せざるを得なくなることです。これは広く商工業者だけでなく、農家や一人親方、フリーランス、内職者、シルバー人材センターなど、実に広範な者が対象となります。そしてインボイス対応をめぐる、「インボイスを発行しない場合、仕事が引き続きもらえるだろうか」、「消費税を申告してまで仕事を続けられない」など、重大な岐路に立たされております。

この事態に対して、日本商工会議所、日本税理士会をはじめとする専門家などが、現時点においても制度が周知されておらず、今後大きな社会的混乱が必至であるとして、少なくとも制度の延期が必要と政府に求めています。

いま、コロナ禍による消費低下、円安・物価・輸入価格高騰・資材不足など戦後かつてない経済危機が進行しております。地域の経済、地域住民のくらしを守るためには、インボイスによる大打撃を回避する必要があります。

以上の趣旨から、消費税の「適格請求書（インボイス）」制度の実施を当面延期するよう求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 4 年 6 月 28 日

小 諸 市 議 会